

1 児童生徒との携帯電話での連絡及びメール・SNS の使用について

- (1) 児童生徒に直接連絡する必要がある場合も、児童生徒の携帯電話ではなく、児童生徒宅の固定電話か、保護者の連絡先（携帯電話等）に連絡する。連絡が取れない場合は、緊急連絡先に連絡する。教職員と児童生徒の間で携帯電話、メール・SNS でのやりとりは禁止する。
- (2) 児童生徒から直接、連絡を受ける必要がある場合は、学校の電話に連絡するよう指導する。
- (3) 緊急の連絡を必要とする場合、又は児童生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合で、早急に児童生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。
- (4) 交流や校外学習等では、学校用携帯を持参し、必要に応じて使用する。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 児童生徒との面談や相談等で、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用しない。
- (2) 校内又は保護者在宅時の児童生徒宅で面談や相談等を実施する。
- (3) 面談や相談等を実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、透明性を高める。突発的な面談や相談等を個人の判断で行うことがないようにする。
- (4) やむを得ず1対1で面談や相談等を実施する場合は、密室を避け、実施する部屋の窓や扉を開けるなど適切な対応がされていると分かるよう配慮するとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておくことを徹底する。

3 教職員の自家用車への児童生徒の乗車について

自家用車に児童生徒を乗車させないこと。ただし、緊急等の場合を除く。

4 その他

上記1～3の共通ルールで対応が困難な状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。